

第4回環境社会配慮審査会

日時 平成17年7月25日(月) 14:00~15:00

場所 JICA 本部(11階テレビ会議室)、JICA 兵庫センター(テレビ会議室)、JICA 沖縄センター(テレビ会議室)

◇出席委員 (敬称省略)

委員	遠藤 博之	株式会社遺棄化学兵器処理機構 代表取締役社長
臨時委員	濱崎 竜英	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師
臨時委員	原嶋 洋平	拓殖大学国際開発学部 助教授
副委員長	平野 宏子	東京都水道局練馬東営業所長
委員	平山 義康	大東文化大学環境創造学部 教授
委員	川村 暁雄	神戸女学院大学文学部総合文化学科 助教授
委員	中谷 誠治	財団法人亜熱帯総合研究所研究部 主任研究員
委員(幹事)	満田 夏花	財団法人地球・人間環境フォーラム企画調査部研究主任
委員長	作本 直行	日本貿易振興機構アジア経済研究所 開発研究センター次長 兼 法制度研究グループ長
委員	夏原 由博	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 助教授
副委員長	田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築学科 助教授
委員	和田 重太	和田・永嶋法律事務所 弁護士
臨時委員	渡辺 邦夫	埼玉大学地圏科学研究センター 教授
委員	柳 憲一郎	明治大学法科大学院法務研究科 教授

◇欠席委員

委員	岩橋 健定	東京大学大学院新領域創成科学研究科 助教授
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域 教授
委員	田中 章	武蔵工業大学環境情報学部環境情報学科 助教授
委員(幹事)	松本 悟	特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 代表理事

◇事務局

米田 博	独立行政法人国際協力機構 企画・調整部次長 兼 ジェンダー・環境社会配慮審査グループ長
------	--

渡辺 泰介 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム長
吉倉 利英 独立行政法人国際協力機構 企画・調整部 ジェンダー・
環境社会配慮審査グループ 環境社会配慮審査チーム

委員・事務局以外の発言者

福田 義夫 独立行政法人国際協力機構 無償資金協力部 水資源・
環境チーム長

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○**作本委員長** それでは、第4回環境社会配慮審査会をこれから開始いたします。東京のみならず、兵庫、沖縄の方もどうぞよろしく願いいたします。

では、今日の全体のスケジュールですけれども、まず渡辺さんからご紹介いただければと思います。

○**渡辺(泰)** 本日の議題と資料でございますけれども、議題の1番で、要請案件の中でカテゴリA案件につきまして、コメント案の協議とコメントの報告ということで、資料がAC.4-2、それからもう一つがAC.4-3-1とAC.4-3-2でございます。先ほどちょっと審査会の前にご説明しましたけれども、AC.4-3-3は削除でございますので、よろしく願いいたします。

2番目に、平成17年度採択案件の報告でございますけれども、先日、満田委員の質問にありました、カンボジアのプノンペン市廃棄物管理改善計画についてご説明させていただきます。3番が、次回以降の審査会の開催というものでございます。

○**作本委員長** ありがとうございます。

それでは、まず第1番目のカテゴリA案件のコメント案の協議とコメントの報告、2つありますが、前半部分に当たります、カテゴリA案件コメント案の協議、つまり、下の資料1に当たりますモンゴルの案件ですが、これについてまず進めたいと思います。

○**渡辺(泰)** それでは、資料AC.4-2でございます。モンゴル国の「持続的な大規模観光イベント開発のためのインフラ整備調査」という要請案件でございます。開発調査として要請が挙がっております。

まずプロジェクトの背景でございますけれども、モンゴル政府は、チンギス・ハーン政権樹立

800周年を記念する観光イベントの実施を計画しております。これは1,000人の騎馬隊を結成してモンゴル軍の活躍を再現する催しで、2006年の夏に50日間、その後100日間の公演を行うという計画でございます。イベントの観客動員数を、2006年に5万人、2007年に10万人、2008年に20万人と見込んでおりますけれども、観光客の増加に対応できる交通インフラや宿泊施設が整備されていないということ、また、イベント実施による環境社会面への影響も懸念されるということで、モンゴル政府がこのイベントの実施に向けたインフラ整備計画の策定と環境社会配慮に関する調査を要請してきたものでございます。

事業概要としましては、次の事業計画の策定ということで、道路及び空港の整備、観光客のための上下水道施設の整備、廃棄物対策、宿泊施設、観光客受け入れ施設の整備、イベント実施による草原破壊防止対策が挙げられております。

それからサイト立地概要でございますけれども、調査対象地域としまして、ウランバートル、ファイ・ドローン・フダグ、テレルジ国立公園の3カ所が挙がっております。このうち、ファイ・ドローン・フダグにつきましては、現在、革命記念祭の競馬場としても使われておりますけれども、この案件で騎馬隊による野外劇の開催が計画されているということです。ウランバートルとテレルジ国立公園は、調査対象地域に挙げられておりますけれども、この事業とどういう関係でという点の説明がございませんので、これ以上の情報がございません。

予想される環境社会影響としましては、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音、生物・生態系への影響、水資源への影響、そのほか、土地利用や地域資源の利用、貧困層・先住民族・少数民族への影響等が挙げられております。

それから環境社会配慮のコメントでございますけれども、道路、空港、上下水道等のインフラ整備を含む大規模な観光開発プロジェクトであり、大きな環境社会影響が発生する可能性がある。対象地域には国立公園が含まれており、相手国の制度上もEIAが必要となることから、実施については計画の必要性・妥当性も含め慎重に検討する必要があるという外務省へのコメントを用意しております。

それから一番下の内容を既にホームページで情報公開しているところでございます。

○**作本委員長** ありがとうございました。

この案件は2006年で観光イベント、そのためのインフラ整備ということですが、事業概要にかかわる都市が複数にわたっている。しかも、その中に国立公園等も含まれているということで、かなり大きな事業ということになるんでしょうね。これについてご意見、コメントがあれば、まずお伺いしたいと思います。具体的にはコメント案を協議していただくということで。

- 渡辺（泰） ええ。
- 作本委員長 こちらに書かれているコメント案というのがあるかと思います。下の方から2つ目の欄ですが、環境社会配慮審査室コメント（案）となっておりますが、この文章を中心にご意見等賜ればと思います。
- 田中副委員長 この審査室のコメント（案）の最後のところに、「実施については計画の必要性・妥当性を含め慎重に検討する必要がある」というコメントがあるんですけども、ここでおっしゃっている計画というのは、ここで要請が挙がっている開発調査にかかわる計画ということですか。それとも、そもそもこのイベント自体もフィージビリティ性というか、上の方の文章を読んでいますと、毎年5万人ずつというか、10万人の規模で観光客が増えていくとか、非常に見通しが甘いんじゃないかという印象を受けるんですけども、その辺のフィージビリティも含めて考えていってほしいということを示しているのか、その辺の意図をちょっと教えていただければと思うんですが。
- 渡辺（泰） このコメント案といたしましては、開発調査の実施についての必要性、妥当性を含めた検討ということで考えております。もし案件が採択になりまして開発調査を実施することになりましたら、その中で、少なくとも動員の人数的な可能性とか、そういったインフラ整備にかかわる部分の需要量というものを考えることになるかと思います。
- 田中副委員長 今現在、このイベントとかに関する資料とかいうのはJICAの方では既にかなりおもちなんではないでしょうか。それとも、そういったものは余りない状態と理解してよろしいのでしょうか。
- 渡辺（泰） 今のところ、このイベントそのものについての情報は特にない状態です。
- 田中副委員長 わかりました。
- 柳委員 質問ですが、先ほどもちょっと指摘がありましたけれども、この国立公園との関連ですよね。国立公園は、通常考えると、20万人も毎年来ているので、主だった観光地といたら国立公園に行くというような、国立公園への見学だとか、それから国立公園に多くの人が踏み込むとか、そのようなことを懸念されていて、この国立公園もできればこの開発調査の中に入れてほしいというレベルで書いているのか、このインフラ整備計画の策定自体が国立公園も含んでの話なのかという、そこら辺が今のところは情報としてよくまだ把握できてないと、そういうことでしょうか。
- 渡辺（泰） 柳先生ご指摘のとおりでございまして、この調査対象地域に国立公園も挙がってはいるんですけども、この調査とこの国立公園がどのような関連があるのかわからない、要請

書に何も書かれていないという状況でございます。

○**作本委員長** よろしいでしょうか。これからはっきりそこは詰めないと、情報が入ってきた段階で一応理解しなきゃいけないということですね。——わかりました。

他にご意見等ありますか。

○**渡辺委員** この情報として伺いたいんですが、タイトルをみましても、イベントというのが非常に強く出されていて、本来なら、既存の文化遺産なり遺跡をネットワークで組むような形で観光開発というのはされるのですが、そのようなものは情報としては入ってなくて、ただイベントなんだというふうに規定されているのでございましょうか。

○**渡辺(泰)** これはイベント以外の、例えば観光施設との関連とかそういうものは要請の中にはございません。基本的にイベントのためのインフラというように説明されております。

○**渡辺委員** そうしますと、要請そのものが非常に甘いといいましょうか、本当にイベントだけでという、柳先生もいわれました意味合いでございますので、本当にこの計画が大丈夫なのかという感じもするんですけども、そのあたりも少し情報を集めていただければと存じます。

○**渡辺(泰)** その点、おっしゃるとおりかと思えます。

○**米田** 要請が甘いというお話がありまして、私も実はそういうふうに思います。時系列的に考えても、今のところ、2006年が5万人とか、2007年、翌年が10万人、また2008年、20万人ということで、本来ならば、もう目前に迫っているものなんですね。ちょっとまた考える必要があるのかなあという気がいたします。情報を引き続きとっていきたいと思っています。

○**平野副委員長** 今おっしゃった点について私も感じておりまして、スケジューリングといいますか、いつまでにこの整備調査なり整備計画を立てて調査を行って、そして実際の必要な整備をしていくというその射程距離がどこにあるのかというのがちょっとこれではみえないので、そのあたりも含めて実現可能性のある形で考えていただければと思っております。

○**作本委員長** ありがとうございます。他のご意見はありますでしょうか。

ちょっと感想なんですが、この事業、イベントとはいえ、中に含まれている事業は多岐にわたっていますよね。さっきちょっと、広範な内容を含んでいると。そういうことで、道路も空港も、あるいは観光客の受け入れ施設も同じようなやり方というか、一つにまとめていくわけにいかないし、また全体的な大きなプランというか、マネジメントプランみたいなものも必要かと思うので、全体像と、あと個々それぞれどういう分割で、実際のEISその他を進めていくかということの全体と個々の調整という、そういうものが必要になるのではないかと思います。

○**遠藤委員** JICAでは、過去に、モンゴルの観光開発マスタープラン策定調査を実施したと記

憶しています。このマスタープランとの関連性を背景に述べていただきたいと思います。私はモンゴルのプロジェクトを経験していますので、経済状況を理解しているつもりです。非常に広大な土地(日本の約4倍)で、人口がわずか250万人程度と少なく、資源が多品種・少量で、インフラ整備が遅れているので、経済的には採算合わないような産業が多い国で、どのようにして経済的に自立するのかと考えたときに、観光は一つの目玉であろうと思います。わずか250万人程度の人口で、もしこれだけの観光客が呼べれば相当の外貨収入になるということで、たしか観光産業というのは一つの目玉になっていたはずですが、したがって、そのマスタープランとの関係を述べ、観光で何かやろうということに対して、F/Sを実施すべきと思います。

○**作本委員長** 他の方でご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今のモンゴルについてご意見がないようでしたらここで終わりにしまして、次のコメントの報告に移りたいと思います。コメントの報告というのは下の資料2に当たるところでして、スリランカのコロンボとジャフナ、2件並んでおりますが、それぞれご紹介いただきたいと思います。渡辺さん、お願いいたします。

○**渡辺(泰)** 資料AC.4-3-1とAC.4-3-2でございます。この要請案件についてのコメント案につきましては4月の審査会でご説明させていただきましたので、最終的な提出コメントだけ説明させていただきますと思います。

スリランカのコロンボ首都圏交差点改良計画につきましては、環境社会配慮についてのコメントとしましては、人口密集地における道路整備事業であり、非自発的住民移転の発生が想定される。非自発的住民移転についての先方の取り組み状況を確認し、基本設計調査実施の可能性について検討する必要がある。

また、「JICA 総合コメント」の中でも、事前の説明と非自発的住民移転についての一定程度の合意形成という点を入れております。

それからもう一件、AC.4-3-2でございます。スリランカ国ジャフナ電力供給計画につきましては、環境社会配慮についてのコメントとしまして、30MWの発電所建設のプロジェクトであり、相手国の制度によればEIA手続が必要となる。相手国による環境影響調査の実施状況を確認し、環境社会配慮調査を行う可能性を検討する必要がある。

「JICA 総合コメント」の中では、建設サイトが未定であるので、環境社会配慮の面で影響を最小化するサイト選定が必要であるということを挙げております。

続きまして、4月の審査会のときに案件の中身を説明しましたときに幾つか質問をいただきましたので、ちょっとその質問についての説明をこの場でさせていただきたいと思います。

○吉倉 無償案件を担当しております吉倉です。よろしくお願いいたします。

4月25日の第1回審査会報告において、質問いただきましたこの2案件について、スリランカ事務所を含めて情報を集めましたので報告させていただきたいと思います。

コロンボ首都圏交差点改良計画について2点質問をいただきまして、まず1点目は、「事前に何らかのマスタープラン、あるいはフィージビリティスタディを行い、調査に基づいた計画なのか」というご質問に対してです。これは現在実施中の開発調査があり、「JICA 総合コメント」にも載っている「大コロンボ圏渋滞及び交通安全対策に関するマスタープラン及びフィージビリティスタディ調査」の事前評価調査段階で、今名称が変わりまして、「大コロンボ圏都市交通開発計画調査」という開発調査を行っております。

この開発調査の中において主な調査内容は、渋滞の改善に必要な交通課題の検討に加えて、この課題を改善するための具体的施策の提案を行う予定ですが、この提案の中において、当無償案件の交差点改良計画も含まれる予定であります。

2点目のご質問に対しまして、南部高速道路、これは円借款で行っているもので、「住民移転が発生しておりますが、それが解決しないうちに当無償の実施となり得るのか」というご質問に対しましては、この円借款の案件と本無償案件とは対象地域が異なるため、無償の実施に先立って改めて交差点周辺住民への十分な事前説明と、非自発的住民移転についての合意形成を行う必要があると認識しております。

さらに、この非自発的住民移転に関しては、30日間の情報公開の期間に、NGO 団体 FoE ジャパンの清水氏からもコメントいただきまして、住民移転に対する問題については、JICA 関係者含め外務省の無償課の担当者にも伝えております。総合コメントにも述べさせていただきましたように、基本的には周辺住民への事前説明と非自発的住民移転の合意形成がなされない限り、この無償の実施はできないと考えております。

次に2つ目のジャフナ電力供給計画についてですが、これも無償案件で、主に2点、4月の審査会で質問いただきました。まず1点目、「サイトによっては送電線の建設も無償資金協力として必要になるのか」というご質問に対してですが、この建設場所によっては、送配電線の新設は必要となる可能性はありますが、送配電網については既に既存のものがありますので、新設の発電所建設に比較すれば非常に小規模なものと想定されています。

2点目に、「民間会社からの電力では不十分なのか、緊急性が要請からは読み取れない」というご指摘をいただいたのですが、これにつきましては、これも現在、開発調査が、「スリランカ国電力セクターマスタープラン」というのが行われまして、その中の予備調査において、この

ジャフナ近辺におきまして需要に供給が追いついていないというのがまず指摘されております。約1万戸が配電線未達の状態です。

さらに現在の同地域の電力供給は、セイロン電力庁、通称 CEB が民間からリース購入して賄っておりますが、このセイロン電力庁がリース購入する電力料金の方が顧客から徴収する電気代よりも高額であり、供給量がふえればふえるほどこのセイロン電力庁の支出がふえる状態になっております。いわゆる逆ざやの状態になっておりますので、同地域の電力供給は他地域より高く設定されておまして、この点、早急に民間電力からの電力に頼る体制は改善されるべきであると考えられております。

○**作本委員長**　今スリランカの2件について説明いただきましたが、いかがでしょうか。ご意見、コメントがあれば、まずコロomboからいきましょか。コロomboの首都圏の交差点改良計画、こちらの方からまずご意見賜りたいと思います。

○**平野副委員長**　チームコメントの方ですが、2行目の後半の「基本設計調査実施の可能性について検討」という表現がございますけれども、この可能性というのは必要性という趣旨という理解でよろしゅうございませか。

○**渡辺(泰)**　基本設計調査実施の可能性という点につきましては、必要性とあわせまして、例えば住民の反対運動みたいなものがあるかないかといったような、基本設計をするということはある程度無償資金協力の実施を前提にやることとなりますので、そういった基本設計調査に入るのが適当な状況にあるのかどうかという確認も含まれることとなります。

○**平野副委員長**　可能性というと、そういうことができるかどうかというイメージで受けとめられるかと思うのですが、そうしますと、そういうのをやる必要があるかどうか、そういう状況があるかどうかを確認の上、やる必要があれば実施していくという、そういう趣旨と受けとめてよろしゅうございませか。

○**渡辺(泰)**　今おっしゃられたように、できる状況にあるかということも含めた必要性ということになるかと思ひます。

○**平野副委員長**　それからこちらの中では、一応非自発的住民移転については述べられておりますけれども、環境への視点というのは、環境影響についてはいかがでございませか。

○**吉倉**　特に工事中の騒音等の影響が発生するおそれはありますので、それに対しては実施中に何かしら緩和策をとる必要はあると聞いております。

○**和田委員**　1点質問なんですけれども、「JICA 総合コメント」の下から2行目、「非自発的住民移転について一定程度の合意形成がなされない限り」と書いておられますが、この意味合い、

ちょっとよくわからないのですが、「一定程度の合意形成」というのはどんなイメージで書かれたものなのでしょうか。

○渡辺(泰) これについては、必ずしも明確なものではないかもしれませんが、事前説明によってある程度の、例えば反対がない、あるいは基本合意を得るといったようなやり方で合意形成が図られているということになるかと思います。

○和田委員 これは読み方によっては、一部もしくは大部分の住民が合意すれば、少数の住民が合意してなくてもいいというふうに読めるかもしれないし、非常にあいまいな書き方だと思うんですけども、JICA のガイドラインの方には、非自発的住民移転というのは「あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない」と書いていますので、むしろこのような表現の方がよかったのではないかと。今後のためにも申しておきたいんですけども、と思います。

○作本委員長 今の、コメントとしていただいてよろしいでしょうか。特にあるいは文章を直した方がいいというような……。私も、この文章を読む限りは、「なされない限り」という条件になっておりますので、確かに気になるところはあるのですが、特に文章の手直し等、ご希望されますか。

○和田委員 訂正するとすれば、「一定程度の合意形成がなされない限り」という部分を、ガイドラインどおり、あらゆる方法を検討して回避に努めない限り」というふうに書くのがどうかと思いますけれども。

○作本委員長 「回避に努めない限り」というような今のご表現ですね。

○和田委員 はい。

○作本委員長 いかがでしょう、渡辺さん。

○渡辺(泰) すみません。このコメントにつきましては、ご報告ということでございますので、また次からコメントに反映させていただきたいと思っております。

○和田委員 わかりました。

○作本委員長 それでは、今の件はありますが、ここに出てくる周辺住民と非自発的住民移転の件が述べられていますが、先ほどちょっとコメントがありました公害等についてはここには書かれておりませんよね。工事に伴って起こり得る公害、そのところも書き込む必要はあるのでしょうか。あるいは当然のことで、ここには書かなくてもいいのでしょうかね。

○渡辺(泰) 通常、コメントは短く、ボリューム的に制限されておりますので、特に気をつけるべきコメント、特にカテゴリAになるような理由だけを申し上げております。

○作本委員長 わかりました。他の方、ご意見等ありますでしょうか。

○平野副委員長 今後もし可能であれば、このチームコメントの部分「先方の取り組み状況を確認し」の対象にそういった環境面も含めていただければ。非自発的住民移転と環境と両方を挿入。環境の影響もあるということです、必要性をご検討いただければと思います。

○作本委員長 下の英語のところを読んでいましたら、Project Outline というところ書いてありますが、3つの flyover というんですか、掛け橋、これをかけるということが紹介されていますね。その方法によって、交差点の問題が解決すると。そうすると、日照その他いろいろまた出てくるのでしょうか。方法がわからなかったものですが、右下の英文の方ですが、Project Outline を読んでいましたら、flyover をかけるということ、しかも3つかけるということが紹介されているようです。どなたかご意見ありますでしょうか。

○渡辺委員 工事中の騒音とかいわれまして、その工事中というのが短期的でパーマネントではないというような感覚なんです、この物すごい幹線のところを flyover かければ道路そのものがとまりますよね。車線規制が起こりまして、実は交通量を確保しようとしたら、短期的には迂回路をつくるとか、短期的な非自発住民とか、そういうのも場合によっては考えられますが、ここで書かれているのは、パーマネントな非自発的住民という意味合いが強いと思うんですが、現実的な工事を考えると、もうちょっと、1年ぐらい立ち退いてくれとかいうような場合もありますので、都市で工事する場合には、特にその短期的な方にも少し目を向けていただければと思います。

○作本委員長 ありがとうございます。

それでは、他にご意見等なければ。よろしいですか、沖縄、兵庫の方。

それでは、次のスリランカのもう一つの事例、ジャフナ電力供給計画の方に移りたいと思います。渡辺さんからご紹介がありましたけれども、JICA からの総合コメント、あるいは環境社会配慮審査チームコメント、こちらの方についてご意見等があればお願いいたします。

○濱崎委員 環境社会配慮チームコメントのところ3行ありますよね。そこの最後のところ、「相手国による環境影響調査の実施状況を確認し、環境社会配慮調査を行う可能性を検討する必要がある」と書いてあるのですが、ちょっとわかりにくいところなんですけれども、この環境社会配慮調査というのは無償資金協力とセットで行うということなんですか。それとも、相手国に環境社会配慮調査をもし実施状況を確認してやっていなければ、それを確実に終わらせてからこの無償資金協力の基本設計調査とかに入っていくということなんですか。ここが非常に主体がわからないので、どのようなコメントなんですか、教えていただけますでしょうか。

○渡辺(泰) 相手国による環境影響調査が例えば終了していなければ、それを終了するように

支援する、あるいは内容的に十分でなければ、十分なものになるように支援する。ですから、もし無償の事前調査をやることになれば、環境影響評価を行う主体は相手国政府になりますので、それに対する支援を行うということになるかと思います。

○濱崎委員 となると、「可能性を検討する必要がある」の可能性を検討するのはJICA なんですか、それとも日本国政府なのか、何かちょっとわかりにくいんですけども。確認し、実施を促進するように進めるとか、実施後に基本設計調査の検討を行うとか、そのような書きの方がよろしいんじゃないでしょうか。

○渡辺(泰) ご指摘のとおりでございます、もし端的にいうのであれば、「相手国による環境影響調査の実施状況を確認する必要がある」ということの方がよかったかもしれません。

○濱崎委員 わかりました。

○作本委員長 これは事後的な報告ということになっておりますので、意味合いはそういうことだということでご理解いただければと思います。

それ以外に何かご意見等あればお願いいたします。

○和田委員 JICA 総合コメントの1行目に、「132kV 基幹送電線の再建が2007年に予定されているものの、完工が遅れる可能性も高い状況において」と書いていますけれども、この前提というのは、つまり、基幹送電線の再建が、2007年か、もしくは近年中に行われれば、この電力需要に関する問題は解決するという趣旨なのかどうかというのが第1点と、それから第2点ですけれども、完工が遅れる可能性が高いというのはどういう根拠に基づいていっておられるのかという点、この2点をお聞きしたいと思います。

○吉倉 ただいま聞いているところでは、先方政府ができる分で基幹送電線の再建を行っていますが、それが遅れる可能性が非常に高いところまで聞いております。

○和田委員 最初の質問は、基幹送電線の再建が2007年か、もしくは近年中に行われれば電力需要に関する問題はすべて解決するのでしょうかということですか。

○吉倉 申しわけありません。その点に関しましては、この基幹送電線が再建されても、需要を満たさない状況とのことですか。その点もあり、本無償案件が必要だと聞いています。

○和田委員 わかりました。

○作本委員長 まだまだ電力需要に見合わない状態が続いているということですね。わかりました。

○渡辺委員 JICA 総合コメントの4行目なんですけれども、「規模についての検討が必要である」と。その理由として挙げられているのは、通常は無償に比べて大きいから規模についての検

討が必要であるということが書いてあるんですが、本当に必要性があれば、別に JICA の一般無償援助に比べて大きいというのは余り理由にならないと思いますので、これは規模についての検討というより、実は必要性についての検討が足りないのではないのでしょうか。

一応前の方には難民が帰ってくるとか何やかんやありますけれども、その人間に対して 30MW が本当に必要なのかと。これはかなり工場なり何かをつくって、工場開発も全部考えているから 30MW だといっているような気がするんですよ。したがって、これも規模についての検討というよりも、「必要性について十分に検討する必要がある」と書いた方がいいような気がするんですが。

○**作本委員長** いかがでしょうか、この点は。

○**渡辺(泰)** 意味合いとしてはおっしゃられたとおりになるかと思います。また次からのコメント作成に反映したいと思います。

○**作本委員長** 他の方でご意見等ありますか。

それでは、いろいろ意見、コメント出ましたので、ぜひ参考にさせていただきます。

それでは、次の 2 番になりますが、平成 17 年度採択案件の報告ということで、これは資料 3 に当たります、カンボジアのプノンペン市についてであります。

○**渡辺(泰)** 前々回の審査会におきまして、17 年度採択案件の報告をさせていただきました際に、満田委員の方から、カンボジア国プノンペン市廃棄物管理改善計画のカテゴリが B になっておりますけれども、このカンボジアのプノンペン市の開発調査について、カテゴリ A ということで、審査会で諮問、答申をいただきましたけれども、この件についてはなぜカテゴリ B になるのかというご質問をいただきまして、満田委員からは、審査会でも報告したらどうかということでございましたので、きょうちょっとその理由につきましてご報告させていただきたいと思います。

それでは、担当しております無償資金協力部の福田チーム長からご説明させていただきます。

○**福田** 無償資金協力部水資源・環境チーム長の福田でございます。

満田委員の方からご質問のあった件についてでございますが、今回、お手元の資料、AC.4-4 にあるとおり、環境カテゴリ B、理由として、「廃棄物処理場を建設するプロジェクトであるが、浸出水、悪臭、衛生、景観等の影響は限定的で対処可能である。また、土地確保の見込みも立っている」というようなコメントをしております。

その背景というか理由ですが、それ以下に書いてあるとおりでございます。1 つとして、「開発調査での環境ベースライン調査から、浸出水、悪臭、衛生、景観等の影響は限定的であり、適切な回避策により最低限に軽減することが可能であると確認できた」ということ。それから 2 つ目

として、「新規処分場建設のための 31.4ha 用地とアクセス道路分 5,500 m²を買収済みである」という点。3、「対象地区及び周辺部の住民を対象に住民公聴会を3回開催し、反対のないことが確認された」という点でございます。そして4点目として、「既存処分場のウェストピッカーにとって生活基盤の損失が予想されるが、事前に処分場の閉鎖を通知するとともに転職に必要な訓練を行う、収集作業員として雇用する等の対策を講じることに努める」となっている点でございます。それから5番目でございますが、「開発調査において EIA が既に行われ、住民説明会の実施などの手続が済んでおり、先方実施機関であるプノンペン市は環境省から事業実施の承認を取得している」ということ。

以上の5つの点から、今回、環境カテゴリについてはBという判断をさせていただきました。

○**作本委員長** ご意見等があればお願いいたします。

○**満田委員** ありがとうございます。私、まだカテゴリAからBになった理由について納得しておりません。今おっしゃったようなことというのは、どのようなプロジェクトであっても、時間がたてばベースラインデータは入手できますし、土地も買収できますし、コンサルテーションのプロセスが進んでいくわけですね。しかし、事業スコープ自体は別に変えていないわけで、そのスコープを前提にして開調の段階でAと判断され、あのかの EIA や F/S を読む限りにおいて、AからBに変更するような事実はなかったと私は理解しております。

もちろん、おっしゃった点、粛々と環境緩和手続をとられているのだろうなということとはよくわかっているんですが、必要な環境緩和手続がとられたということは、カテゴリAからBへの変更の理由にはなくて、カテゴリAなりの環境緩和手続がとられているということを示しているだけではないかと思います。いかがでしょうか。

○**渡辺(泰)** 今の満田委員からのコメントにつきましては、1つは、カテゴリAからBに変更したという意識はございませんで、基本的に、この無償資金協力についてのインパクトを検討してカテゴリBと判断したということになります。今から思えば、開発調査の段階はむしろかなり慎重に考えてカテゴリAとして扱ったということになるかもしれません。

○**満田委員** カテゴリ分けについては、JICA の中で相場観とかいろいろな知見を積み上げられていることとは思うんですが、この規模の新規処分場であること、また排水の問題ですかウェストピッカーの問題を考えれば、ガイドライン上のカテゴリAの要件にはなるんじゃないかと考えています。すなわち大規模で、不可逆的な影響が起こる可能性があるということになるのではないかと考えています。

○**渡辺(泰)** 大規模かどうかという点ですが、少なくとも新規処分場の用地取得のための住民

移転はないということで、ただ問題になるのは、既存の処分場のウェストピッカーへの対応ですが、これについてもある程度の緩和策がとれるという点では、それほど大規模にはならないという見方をしております。

それから、浸出時水の影響ですが、基本的には、これも緩和策により十分な軽減が可能だとみております。

○原嶋委員 明確にしておきたいのは、多分、満田さんもそうだと思うのですが、この案件がもともと、重大な環境影響をもたらすけれども、いろいろ手続は済んでいるからBにしたということなのか、あるいは、もともとこのプロジェクトはガイドラインでいう重大な影響をもたらさないというふうに考えているのか、そのどちらなのかを明確にさせていただく必要があると思います。

この AC.4-4 の資料を拝見すると、いろいろ影響はあるけれども、これだけやってきたのでそんなにたいしたことはないよという感じに読み取れるんですね。満田さんご指摘のとおり、対策とれるから別に重大じゃないよというのはおかしい話で、もともと重大な影響が、ポテンシャルがあれば、それはもうAですからAですし、なければBになると。今の点を明確にしてほしいということ。

あとガイドライン上、相手国政府が定めた環境に関する法令云々で、影響評価の実施が必要となるプロジェクトがカテゴリAに分類されるというふうになっているんですね。このガイドラインの本文によると。この5番に、開発調査においてEIAが既に行われているというのは、若干段階が違うといわれてしまえば、別ものだといわれれば、それはあるかもしれないけれども、一応EIAの対象になっているんでしょか。その辺が明確じゃないんですけども、そうなってくると、もしかするとこのガイドラインの2.5の2のところの「相手国政府が定めた環境影響評価実施が必要となるプロジェクト」にも当てはまる可能性があるんで、その両面からみても若干検討が必要だという印象をもちました。

○渡辺(泰) まず、最初のご指摘について、手続からみるのか、インパクトの大きさからみるのかというご指摘でしょうか。

○原嶋委員 この資料を拝見すると、環境影響はあるけれども、いろいろ手立ては済んでいるので影響は少ないということなのか、もともと環境影響はないということなのか、そのどちらなのか明確じゃないんですね。環境影響はある程度あるけれども、ちゃんと手はずが進んでいるからたいしたことないといっているのか、もともと環境影響はたいしたことないといっているのか、その2つがはっきりしてないですね。それともう一つは、EIAの対象になっているということです。

○渡辺(泰) まず、最初のご指摘につきましては、環境や社会への影響は重大だというほどの

程度ではないだろうとみていて、かつ回避策も用意されているということで考えております。

それから2番目の、相手国の環境影響評価が必要になるプロジェクトがカテゴリAに分類されるということなんですけれども、各国の環境影響評価制度が非常にばらついておりまして、例えば規模についての要件がないような国も多くございますので、基本的な相手国の制度でEIAが必要になる場合は、カテゴリAになる可能性があると思ってチェックはするけれども、EIAが必要になるからといってすべてをカテゴリAと決めつけているわけではないということで、この件の場合、EIAが必要ということにはなりますが、インパクトが重大ではないということでカテゴリAにはしていないというように考えております。

○原嶋委員 今の後者の点については、ガイドラインの2.5の2をもう一度チェックしていただければいいと思いますけれども。

○渡辺(泰) ガイドラインの2.5の2を読ませていただきますと、「カテゴリA：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつようなプロジェクトはカテゴリAに分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆的である場合もカテゴリAに分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリAに分類される」。以下、省略します。

○作本委員長 今回の文言どおりでいくとAに当たる可能性が高くなるのではないかと。

○和田委員 先ほど読まれたガイドラインの2.5の2の一番最後に、「影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙2に示す」と書いてあるんですけれども、その別紙2を読みますと、ガイドラインでいうと24ページになるんですが、影響を及ぼしやすいセクターの例示として、(11)に廃棄物処理・処分と書かれております。ですから、私はこれを読んだ際には、廃棄物処理場というのは、大原則としてまずカテゴリAに当たるのだと。ただ、例外的な事情があればそれは別だというぐらいの解釈だと思うんですけど、今お聞きした根拠を聞いて、その例外的な理由というのは余りないというか、むしろ事後的な環境影響に対する緩和措置があったからという理由でしかないのかなと思うんですけれども、まず解釈として、廃棄物処理条件は、原則、カテゴリAなんだという解釈、これはガイドラインから読み取れると思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○渡辺(泰) ガイドラインの別紙2についてのご指摘ございましたけれども、ここでセクターとして影響を及ぼしやすいセクターというのが挙げられております。環境社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつセクターとして、廃棄物処理・処分が挙げられております。した

がいて、重大な影響がある可能性が高いという目で廃棄物処理セクターをみるということにはなるとは思いますけれども、影響が重大かどうかというのはまた個別にみることになるのではないかと考えております。

○和田委員　そうすると、個別にみた結果、例外的に影響が少ないという判断をされたということですよ。

○渡辺(泰)　そうなります。

○和田委員　それがこれまで議論されてきた論点だと思うんだけど、そのうちのほとんどが事後的な環境影響の回避措置、緩和措置みたいなことにはならないですか。

○渡辺(泰)　ちょっと個別にみてみますと、1つは、水とか悪臭の影響というのはかなり埋め立ての作業の仕方による部分が大きいですので、そこは作業をどのようにやるかと。ですから、そこは緩和策を適当にとれば十分回避できるという部分と、それから地下水への影響につきましては、これは埋立地の構造で回避できるというものになるかと思えます。

あと用地についての住民移転の問題については影響が非常に小さいと、既を買収済みだということで、非自発的住民移転はないということになるかと思えます。それからウェストピッカーにつきましては、回避していくということになるかと思えます。

○和田委員　質問ですけども、JICAの立場として、カテゴリAに入っている案件であっても、事後的に環境影響に対する回避とか緩和措置がとられていて、それが十分であれば、カテゴリBに途中で落とすとしても構わない、落とすべきだという見解なんですか。

○渡辺(泰)　基本的には、回避策があるからカテゴリAをカテゴリBにするということではありませんで、インパクトがそれほど重大ではないと。かつ、回避策が十分用意できるということでカテゴリBとしてみておりますので、カテゴリAを回避策があるからカテゴリBにしているということではなく、最初から影響、インパクトの面でカテゴリBとしてみていただければと思います。

○柳委員　この案件は、開発調査のときAでやっていたときに、このプノンペン市の廃棄物の処理のシステム自体が、有害物質だろうと何だろうと全部混合で処理していたと。既設の処分場の問題点というのがありましたよね。それが新規の処分場でもそういったシステムがちゃんと改善されるのかどうかですね。結局、チェックができないという体制でこういった施設をつくらうとしているというところで、その点はやっぱり懸念材料としてあるのではないかとというのが1つですね。

それから、こういった環境社会配慮というものが計画段階アセスみたいに、ある意味では戦略

アセス的な視点でものを考えたときに、これはももとの計画自体が100haとか、大きな規模のものを考えていますよね。現在のときの土地取得はその3分の1のところは取得できているので、それでその部分については新規の処理施設をつくるということですが、本来ですと、影響を考えると100というような、そういった本来の計画でもっているところを、その中の部分的にどういう影響があるのかというのは、そういった計画アセス的な視点でこれをみななければいけないということを考えたときに、果たしてこれがBでいいのかどうかというのは少し懸念が残るなどは個人的には思っていますけれども。

○遠藤委員 関連の意見ですが。「環境カテゴリB」の中の2行目に「土地確保の見込みも立っている」という表現と、それから「根拠及び留意点」に「新規処分場建設のための31.4haとアクセス道路分5,500㎡を買収済み」と記述されています。

私、これをみたときに、柳委員が全体100haと指摘した点から見ると、半分以上というか、3分の1ぐらいしか確保されてないなと感じました。これはやはり土地の問題があるのではないかと不安をちょっと抱かせる。それからこのアクセス道路5,500㎡というのは、haにすると0.55で、31.4と0.55を足したって32haですね。(何かこの辺にもっと自信をもって:削除)土地収用に見込みが立っているのだったら、残りの3分の2はもう大丈夫だということをおっしゃっていただいた方が私はいいのではないかなと思います。カンボジアの過去の例から見ると、土地問題は随分もめるのではないかと不安をちょっと感じます。

○渡辺(泰) 今、柳先生からご指摘いただきました将来計画との関連なんですけれども、将来計画100haにつきましては、むしろ開発調査の中で将来計画を含めた検討を行ったということになるかと思えます。

今回、無償資金協力としての部分につきましては、既に用地が確保されている31.4ha、これだけを限定して行くと。つまり、100haに対して実際には用地を確保、実際にはサイトがここだという話が出まして、地価が上がって、カンボジア側が用地を取得できたのが31.4haだったという結果です。したがって、今回の協力につきましてはこの31.4haのみを対象にして考えるということになるかと思えます。

○渡辺委員 実は前にこれを読ませていただいたときに、技術的にはかなり問題ありますよというように申し上げた記憶があります。例えば、いろいろ環境を守るために廃棄物処分場を11mまで積み上げるイメージだったと思うんですが、そこからしみ出した水は絶対用地から外には漏らしませんよと、それは全部蒸発でやっていきますよというコンサルのお話があったと記憶しています。それに対してコンサルタントに、大雨が降ったとき、それはまず無理なんだから、

環境基準以下で放流するなり何かの手をやらないとそれはもう技術的に無理じゃないですかという
ことを申し上げたことがあります。

ここの「根拠及び留意点」によりますと、そのような具体的な目安というのがなくなってしま
って、「最低限に軽減することが可能である」。この最低限というのは一体何ですかと。基準も何
もなくて、だれが最低限決めるんですかと。非常に漠然とした言葉です。

それから「景観等の影響は限定的であり、適切な回避策」と物すごく漠然とした定性的な言葉で
述べられているだけなわけです。これは多分、定量的には書き切れないからこういう書き方をし
たのだろうと。したがって、「適切な回避策」というのは、現在、多分決まってないのではないか
と思います。ですから、回避策は余り決まっていなと。

それから下に3つありますが、これは回避策でも何でもなくて、ただモニタリングしますとい
っているだけであって、汚れたときにどうなるのという対策は何も書いてないんですよ。そう
いう中で回避策があると果たしていえるだろうかという感じがしまして、やはりなるべくこうい
うのは、安全のためにも環境影響評価をかなり高く考えるよという分類にしておいた方がよろし
いのではないかとはい思うんですが、いかがでしょうか。

○**作本委員長** 皆さんからいろんな意見が出ているんですが、大体ご意見はそういうところでき
ようか。

○**米田** 今お話を聞いていまして、100 から、3分の1ということも含めて、開発調査のときには
その100 全体を調査していたんだろうと思います。その影響は、多分、相当やっぱり大きいん
だろうと。今回たまたま31 ということで、無償資金協力を落ちてきたときに、そのレベルで考
えているということで、前回と今回とはちょっとレベルが違うのかなあという感じを受けており
ます。

今、渡辺先生からおっしゃっていただいた、「最低限に軽減することが可能である」といいます
か、「影響は限定的であり」ということで非常に定性的な書き方になっています。私はよくわか
っていないので断定的なことは申し上げられませんが、やはりそれなりのデータはとって
いると思っております。ここで「最低限に軽減することが可能であると確認できた」ということ
ですので、この場では、単に大きなシステムの中の話ではなくて、影響そのものの定量的な話で
もありますので、ちょっと時間をいただいて、また報告させていただければと思っております。

○**作本委員長** やはり廃棄物処分場という公害可能性がかなり高い案件でありますので、きょう
いろいろ出された意見を参照していただいて、もう一度検討いただくということでお願いしたい
と思います。よろしいでしょうか。

○川村委員　ちょっと確認しておきたいのですが、こういう案件については、カテゴリがAとBで環境社会配慮審査会からみたときの扱いというのはどのように変わるのか。もしこちらの運用で対応できるのであれば、環境社会配慮審査会としてはこれをなるべくAに近いものとみなして、そのような扱いで今後の報告を検討していくという事はできないのかどうかということを確認したいんですけども。

○作本委員長　審査会でこれをBとしても、Aに近い形で扱えないかというご意見ですね。

○川村委員　はい、そうです。

○作本委員長　それは実質的にどうするか、どう変えるかということの判断になりますけれども、それはやはり私は個人的には難しいのではないかと思います。やはりAはAなりのめりほりをつけた形でいかなければいけませんし、BはBなりの一つの条件のもとに進めるということですから、Bをつけておいて、Aに近いやり方を行うというのは無理でしょうし、Aをつけておいて、逆にBの方法でというのかなり実際上の矛盾が出てしまうのではないかと、川村さんのご質問に対して思うんですが、いかがでしょうか。

○川村委員　ただ、これまでの議論を聞いていると、環境社会配慮審査会の委員からは、これはBにすべきだという意見はほとんど出てないわけですよ。AかBかというその判定を最終的にどこが決定するのかということも1つあるかもしれませんが、このままBとして扱っていいのかというのが私の問題意識です。

○作本委員長　わかりました。これは仮に、重要な案件であると、環境への影響が重大で、かつ何とかということに当たる場合には、これをAに変える可能性というのは残っているものでしょうか。今の段階で。あるいは、もう既にBとして走り出してしまっている問題でしょうか。ちょっとJICAの方から教えてください。

○渡辺(泰)　既にBとして準備を始めているという段階にはありますが、基本的には、途中でカテゴリ分類を変えることはあり得ると思っていますので、スケジュールとかの面でちょっと確認をさせていただければと思います。

○作本委員長　途中で例えば特にBからAに変えるというようなことは、我々、慎重を期するという意味では問題ないかと思います。この場合には特にAからBに変わったということで質問がいろいろ出たということで、皆さん方がいろいろ気を使っておられるというふうに理解しております。

それでは、また後ほどご意見いただくということで慎重なご配慮をお願いしたいと思います。では、この件についてはよろしいでしょうか。——じゃカンボジア・プノンペンについては

これで終わります。

次に3番目、次回以降の審査会の開催ということで、渡辺さんの方からご紹介していただきたいと思います。

○渡辺(泰) それでは、次回、第5回、8月8日ですけれども、フィリピンの「Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査」の答申案についての検討を予定しております。それから8月22日、9月12日ということになりますけれども、こちらの議題はまだ、未定でございます。

○作本委員長 そうしますと、8月のお盆の時期は、ちょうどこの間に入るから、ないわけですね。次回8月8日ということで、答申案が1つ入るということでもあります。じゃこの日程でよろしいでしょうか。——これで進めます。

それでは、次の5番目、「その他」は何かありますか。皆さんの中からご意見等があれば、ぜひご発言をお願いいたします。兵庫、沖縄の方から特にご意見等ありませんか。一般的なことでも結構です。

それでは、今日は予定の時間よりも早く終わってしまったのですが、これで終わりにしたいと思います。次回、8月8日ということで開催したいと思います。ありがとうございました。

——了——